

## 仙台市まちづくり支援専門家派遣実施要領

(平成14年5月1日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市まちづくり支援専門家派遣要綱（平成14年4月30日市長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり専門家の業務内容)

第2条 要綱第3条第1項に規定するまちづくりアドバイザーの業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の問題点提起に際し助言を行うこと
- (2) まちづくりに関する制度及び手法の紹介及び説明を行うこと
- (3) まちづくり活動（広報活動を含む）の進め方の指導を行うこと
- (4) 団体の組織の強化及び地域住民の合意形成に向けた指導を行うこと
- (5) まちづくりに関する勉強会の開催に関すること
- (6) 住民アンケート調査等の実施に関すること
- (7) 地域の活性化に向けた活動の支援を行うこと
- (8) 地域の現状及び課題の整理に関すること
- (9) まちづくりの方針・構想の策定に関すること
- (10) まちづくりの実現方策の検討に関すること
- (11) まちづくり活動の初期段階における、地域住民へのまちづくりの説明又は地域からのまちづくりに関する相談への助言を行うこと
- (12) まちづくりコンサルタントの派遣期間満了後のまちづくり活動に対しての助言を行うこと
- (13) その他まちづくり学習活動又は地域活性化活動を行うにあたり必要な助言又は指導を行うこと

2 要綱第3条第2項に規定するまちづくりコンサルタントの業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり計画案の作成に関すること
- (2) 前号の計画案に係る地域住民への周知及び合意形成に向けた指導を行うこと
- (3) その他まちづくり計画案作成活動を行うにあたり必要な助言又は指導を行うこと

3 要綱第3条第2項に規定するその他建築、法律、経営、税務、不動産、福祉、景観、緑化、環境、防災などのまちづくりに関する専門の資格は、弁護士、司法書士、行政書士、中小企業診断士、土地改良換地士、商業施設士（公益社団法人商業施設技術団体連合会が認定したものに限る。）、イベント業務管理士（イベント産業振興協会が認定したものに限る。）、税理士、公認会計士、マンション管理士、管理業務主任者、宅地建物取引士、環境カウンセラー、カラーコーディネーター（東京商工会議所が認定したものに限る。）とする。

(まちづくり専門家の登録申請)

第3条 要綱第4条第1項のまちづくり専門家登録申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 要綱第4条第1項の別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 業務経歴書（写真2枚を添付。うち1枚を業務経歴書にはりつけること。）
- (2) 登録申請者が要綱第3条第2項第2号の資格を有する者である場合にあっては、資格証明書又はその写し
- (3) 登録申請者が個人であり、事業所に所属している場合にあっては、事業主の承認書
- (4) 専門分野又は得意分野を記載した書類
- (5) 「まちづくりについて考えること」のテーマで登録申請者の考えを自由に記述した書類

- 3 前項の規定にかかわらず、まちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントの登録を申請しようとする法人にあっては、第1項の登録申請書に、当該法人に所属する者でまちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントとして業務を行うものの名簿及び当該業務を行う者それぞれについての前項各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 4 要綱第4条第2項のまちづくり専門家登録・非登録決定通知書は、別記様式第2号のとおりとする。
- 5 要綱第4条第3項の登録証は、別記様式第3号のとおりとする。
- 6 要綱第4条第2項（要綱第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりまちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントとして登録した者が法人である場合にあっては、第3項の名簿に登載された者全員について登録証を交付するものとする。

（登録の更新）

- 第4条 要綱第5条第2項のまちづくり専門家登録（更新）申請書は、別記様式第4号のとおりとする。
- 2 要綱第5条第2項の別に定める書類は、前条第2項に掲げる書類（同項第5号に掲げる書類を除く。）とする。
  - 3 前条第3項及び前項の規定は、要綱第5条第2項の規定による登録の更新を申請しようとする者が法人である場合について準用する。
  - 4 要綱第4条第2項の規定を準用する要綱第5条第3項の規定により登録の更新の決定に関して通知するまちづくり専門家登録（更新）・非登録決定通知書は、別記様式第5号のとおりとする。

（登録事項の変更）

- 第5条 要綱第7条のまちづくり専門家登録事項変更届は、別記様式第6号のとおりとする。

（登録の取消）

- 第6条 要綱第8条第2項のまちづくり専門家登録取消通知書は、別記様式第7号のとおりとする。
- 2 まちづくり専門家は、前項の通知を受けたときは、当該通知書の交付の日から7日以内に登録証を返納しなければならない。

（派遣の申請）

- 第7条 要綱第9条第1項第1号の活動が一定期間継続して行われると認められる団体とは、3回以上のまちづくり活動を予定しているものであること。

- 第8条 要綱第10条第1項のまちづくり専門家派遣申請書は、別記様式第8号のとおりとする。

- 2 要綱第10条第1項の別に定める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 派遣申請者がまちづくりアドバイザーの派遣を受けようとする団体である場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類（第2条第11号又は第12号に規定する業務内容での派遣を受けようとする団体にあっては、次のイ、ハ及びホからリまでに掲げる事項を記載した書類）
    - イ 団体の名称、代表者及び主な参加者
    - ロ 団体の主な活動内容
    - ハ まちづくりを行う想定区域
    - ニ まちづくりの目的
    - ホ 地域住民への活動内容の周知方法
    - へ まちづくり学習又は地域活性化活動の内容
    - ト スケジュール並びに派遣要望期間及び回数

チ 他にまちづくりに関する支援制度を受けている場合（予定を含む。）は、その制度の名称

リ その他市長が必要と認める事項

(2) 派遣申請者がまちづくりコンサルタントの派遣を受けようとする団体である場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

イ まちづくり計画案作成活動の内容

ロ スケジュール及び派遣要望期間

ハ 前号イからホまで、チ及びリに掲げる事項

3 まちづくり専門家派遣審査会は、要綱第10条第3項の審査に際しては、当該まちづくり活動を行う地域に関し、要綱と同様の目的による他の制度の適用状況を考慮するものとする。

4 要綱第10条第4項のまちづくり専門家派遣・非派遣決定通知書は、別記様式第9号のとおりとする。

5 要綱第11条の規定により定める派遣期間は、当該決定の日からその日の属する年度の末日までの範囲内とする。

6 要綱第12条第1項の派遣の回数は、第2条第1項第11号又は第12号に規定する業務を内容とする派遣にあっては、2回を限度とする。

#### (派遣者の選定)

第9条 市長は、要綱第13条第1項又は第16条第3項の規定によりまちづくりアドバイザーを選定した場合は、派遣先、派遣期間、派遣回数及び業務内容を記載したまちづくり専門家業務依頼書（別記様式第10号）により、当該選定した者に依頼するものとする。

2 要綱第16条第1項の申請又は同条第5項の届出により、前項の派遣期間、派遣回数又は業務内容が変更となった場合は、市長は、まちづくり専門家変更業務依頼書（別記様式第11号）により、当該まちづくり専門家に変更の依頼をするものとする。

3 市長は、要綱第13条第1項又は第16条第3項の規定によりまちづくりコンサルタントを選定した場合は、派遣先、派遣期間及び派遣費用を記載したまちづくりコンサルタント派遣業務委託依頼書（別記様式第12号）により、当該選定した者に依頼し承諾があった場合は、併せて当該まちづくりコンサルタント派遣業務委託契約を締結するものとする。

4 要綱第16条第1項の申請又は同条第5項の届出により、前項の規定による依頼内容が変更となった場合は、市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により締結した派遣業務委託契約に基づき、当該契約の変更を行うものとする。

5 第1項又は第3項の規定により依頼を受けたまちづくり専門家は、その業務内容について、速やかに市長と協議を行うものとする。

#### (派遣期間更新の申請)

第10条 要綱第14条第1項のまちづくり専門家派遣（更新）申請書は、別紙様式第13号のとおりとする。

2 要綱第14条第1項の別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 派遣期間更新申請者がまちづくりアドバイザーの派遣を受けようとする団体である場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類（第2条第11号又は第12号に規定する業務内容での派遣を受けている団体にあっては、要領第8条第2項イからリまでに掲げる事項を記載した書類）

イ 団体の名称

ロ まちづくり学習又は地域活性化活動の内容

ハ スケジュール並びに派遣要望期間及び回数

ニ その他市長が必要と認める事項

(2) 派遣期間更新申請者がまちづくりコンサルタントの派遣を受けようとする団体である場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

- イ まちづくり計画案作成活動の内容
- ロ スケジュール及び派遣要望期間
- ハ 前号イ及びニに掲げる事項

3 要綱第10条第4項の規定を準用する要綱第14条第2項の規定により派遣期間の更新の決定に関して通知するまちづくり専門家派遣期間更新決定通知書は別記様式第14号のとおりとする。

(再派遣の申請)

第11条 要綱第15条第1項のまちづくり専門家派遣（再派遣）申請書は、別記様式第15号のとおりとする。

2 要綱第15条第1項の別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 再派遣申請者がまちづくりアドバイザーの派遣を受けようとする団体である場合にあつては、第8条第2項第1号に規定する書類（ただし、派遣期間の満了又は要綱第21条の規定による派遣の中断後1年以内の申請にあつては、第10条第2項第1号に規定する書類）
- (2) 再派遣申請者がまちづくりコンサルタントの派遣を受けようとする団体である場合にあつては、第8条第2項第2号に規定する書類（ただし、派遣期間の満了又は要綱第21条の規定による派遣の中断後1年以内の申請にあつては、第10条第2項第2号に規定する書類）

3 要綱第10条第4項の規定を準用する要綱第15条第2項の規定により再派遣の決定に関して通知するまちづくり専門家再派遣決定通知書は、別記様式第16号のとおりとする。

(派遣事項の変更)

第12条 要綱第16条第1項のまちづくり専門家派遣変更申請書は、別記様式第17号のとおりとする。

- 2 要綱第16条第4項のまちづくり専門家派遣変更通知書は、別記様式第18号のとおりとする。
- 3 要綱第16条第5項のまちづくり専門家派遣変更届は、別記様式第19号のとおりとする。

(まちづくり活動の廃止又は中止)

第13条 要綱第18条のまちづくり活動廃止（中止）届は、別記様式第20号のとおりとする。

(実績報告)

第14条 要綱第19条第1項のまちづくり活動実績報告書は、別記様式第21号のとおりとする。

2 前項の報告書には、派遣を受けたまちづくり専門家の種別に応じて、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、まちづくりコンサルタントの派遣を受けた団体が、第14条第1項の規定による派遣期間の更新を受けようとする場合においては、第2号ロ及びハに掲げるものの添付を要しない。

- (1) まちづくりアドバイザーの派遣を受けた場合
  - イ まちづくり活動に関する報告書
- (2) まちづくりコンサルタントの派遣を受けた場合
  - イ 前号イに掲げるもの
  - ロ まちづくり計画案
  - ハ 派遣地区内へのまちづくり計画案の周知及び合意形成状況がわかる資料

(完了報告)

第15条 要綱第20条第1項の完了実績報告書は、別記様式第22号のとおりとする。

2 まちづくりアドバイザーは、前項の報告書に次に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

- (1) まちづくり学習活動又は地域活性化活動に関する資料（開催日ごとに、参加者、議事録及び当日学習に使用した資料）
  - (2) 住民アンケート調査等を実施した場合は、調査等に関する資料（調査内容、調査報告書等）
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 まちづくりコンサルタントは、第1項の報告書に次に掲げる書類を添付し、提出するものとする。ただし、第14条第1項の規定による派遣期間の更新を受けようとする団体に派遣されたまちづくりコンサルタントである場合においては、第3号及び第4号に掲げるものの添付を要しない。
- (1) 派遣対象団体との学習会、検討会等の実施に関する資料（開催日時、参加者、議事録及び当日使用した資料）
  - (2) 業務に際して作成した資料
  - (3) まちづくり計画案
  - (4) 派遣地区内へのまちづくり計画案の周知及び合意形成のための活動内容がわかる資料
  - (5) その他市長が必要と認める書類

（派遣の取消及び中断）

第16条 要綱第21条第4項のまちづくり専門家派遣取消（中断）通知書は、別記様式第23号のとおりとする。

（派遣費用）

第17条 要綱第22条の規定により本市が負担するまちづくりアドバイザーの派遣に要する費用は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の費用の支払いの手続きは、要綱第19条第1項の規定によるまちづくり活動実績報告書の提出及び要綱第20条第1項の規定による完了実績報告書の提出を受けた後に行うものとする。
- 3 要綱第22条の規定による本市が負担するまちづくりコンサルタントの派遣に要する費用は、別表第2の地区別限度額に基づき別記1により算定した金額の範囲内とする。
- 4 前項の費用の支払いの手続きは、要綱第19条第1項の規定によるまちづくり活動実績報告書及び要綱第20条第1項の規定による完了実績報告書の提出を受けた後に、第9条第2項の派遣業務委託契約（同条第4項の規定による変更を行った場合は変更後の派遣業務委託契約）に基づき行うものとする。
- 5 第1項及び第3項に規定する費用の額は、要綱第21条第1項の規定によりまちづくり専門家の派遣を中断し、又は同条第2項の規定によりまちづくり専門家の派遣を取消した場合においては、その一部を減額することができる。

（派遣費用の中間払い）

第18条 まちづくりアドバイザーは、派遣期間の満了前において、業務のうち既に完了した部分について、当該完了した部分に係る費用の額に相当する額を請求することができる。

- 2 まちづくりアドバイザーは、前項の規定により完了部分に係る費用を請求しようとするときは、あらかじめ、当該完了した部分に係る完了実績報告書（中間報告）に第15条第2項各号に掲げる書類を添付したもの及び派遣対象団体による実績報告（中間報告）確認書（別記様式第24号）を提出し、業務内容の確認を受けなければならない。
- 3 まちづくりコンサルタントは、派遣期間の満了前において、契約に基づき区分払いを請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による区分払いの請求について準用する。

附 則

この要領は、平成14年 6月 1日から実施する。

附 則（平成 23 年 8 月 1 日改正）

この改正は、平成23年 8月 1日から実施する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成25年 4月 1日から実施する。

附 則（平成26年 4月 1日改正）

この改正は、平成26年 4月 1日から実施する。

附 則（平成31年 3月27日改正）

（実施時期）

1 この改正は、平成31年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の別記1の規定は、まちづくりコンサルタントからの完了実績報告書（以下「完了実績報告書」という。）の提出日が平成31年10月1日以後となる契約について適用し、完了実績報告書の提出日が同日前となる契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年 3月 1日改正）

この改正は、令和3年 3月 1日から実施する。

附 則（令和5年 3月31日改正）

この改正は、令和5年 4月1日から実施する。

別表第1（第17条関係）まちづくりアドバイザーの派遣費用

業 務 内 容	報 酬 額
まちづくり学習活動又は地域活性化活動	1回当たり5万円
住民アンケート調査等の実施 (集計・分析・報告書作成に関する支援を含む)	10万円

別表第2（第17条関係）まちづくりコンサルタントの派遣費用

基準額	1つの対象地域につき200万円（要綱第17条の規定により派遣期間を3年とする場合であって市長が特に必要と認めたときは、300万円）														
地区別限度額	下記算定式により地区毎に定める。														
<p>地区別限度額(税込) = 基準額 × 地区面積補正係数 × 地区特性補正係数</p>															
<p>○地区面積補正（A：地区面積）</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>面積要件</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>0 &lt; A &lt; 10\text{ha}</math></td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td><math>10\text{ha} \leq A</math></td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○地区特性補正</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>地区特性</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>		面積要件	係数	$0 < A < 10\text{ha}$	0.9	$10\text{ha} \leq A$	1.0	地区特性	係数	市街化区域	1.0	市街化調整区域	0.8	都市計画区域外	0.6
面積要件	係数														
$0 < A < 10\text{ha}$	0.9														
$10\text{ha} \leq A$	1.0														
地区特性	係数														
市街化区域	1.0														
市街化調整区域	0.8														
都市計画区域外	0.6														

別記1（第17条関係） 契約金額の算定

<p>年度内契約限度額(税込) = 地区別限度額(税込) × 派遣月数 / 24月</p>
<p>※市長が特に必要と認めた場合は次の計算式とする</p> <p>追加派遣期間 1年(12月)</p> <p>年度内契約限度額(税込) = 地区別限度額(税込) × 派遣月数 / 36月</p>
<p>○契約金額</p> <p>税抜価格：年度内契約限度額(税込) × 100 / 110（1万円未満切り捨て）</p> <p>消費 税：税抜価格 × 0.10</p> <p>契約金額：税抜価格 + 消費税</p>